ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の83に相当する単位数）

（削る）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する単位数）

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の94に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数）

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数）

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数）

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数）

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数